

## 浄化槽工事業の登録について

### 1 登録に係る申請書類

更新については、添付書類を含め、新規登録と同様の書類を作成し、従前の登録有効期間満了の日前 30 日までに提出してください。

様式番号	書類の種類	要否		備考
		法人	個人	
第 1 号	浄化槽工事業登録申請書	○	○	
第 2 号	誓約書	○	○	登録申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときはその代表者が、個人であるときはその者が代表して誓約すればよい）
	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（各営業所 1 名）が、浄化槽設備士の免状の交付を受けた者であることを証する書面	○	○	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し（受付窓口で原本提示）
第 3 号	工事業登録申請者の調書	○	○	法人にあつては役員全員の調書、個人にあつては本人又は法定代理人、又は法定代理人の役員の調書
第 4 号	浄化槽設備士の調書	○	○	営業所ごとにおかれる浄化槽設備士（各営業所 1 名）について他県の営業所者も含めて作成すること
	浄化槽設備士の住民票抄本又はこれに代わる書面	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後 3 箇月以内のもので、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの</li> <li>・これに代わる書面としては例えば特別永住者証明書、在留カード等がある</li> </ul>
	登記簿謄本	○		
	工事業登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後 3 箇月以内のもので、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの</li> <li>・これに代わる書面としては例えば特別永住者証明書、在留カード等がある</li> </ul>

（裏面あり）

## 2 変更の届出事項と提出書類

届出は変更のあった日から 30 日以内に提出してください。

法人	個人	変更事項	添付書類
	○	氏名又は名称	住民票の抄本又はこれに代わる書面※1
○		名称	登記簿謄本
	○	住所	住民票の抄本又はこれに代わる書面※1
○		住所	登記簿謄本
○		代表者の氏名	登記簿謄本
	○	営業所の名称及び所在地	なし
○		営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とする場合には登記簿謄本
○		役員の氏名	登記簿謄本※2
○	○	浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該設備士の ・浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (受付窓口で原本提示) ・調書(様式第4号) ・住民票の抄本又はこれに代わる書面※1

※1：発行後3箇月以内のもので、マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

これに代わる書面としては例えば特別永住者証明書、在留カード等がある

※2：新たに役員となる者がある場合には誓約書(様式第2号)及び当該役員の調書(様式第3号)

## 3 廃業等の届出

下表に掲げる事項の一に該当するに至った場合、浄化槽法施行細則(昭和60年山口県規則第80号)に定める様式で届出てください。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始決定以外の事由により解散した場合	その清算人
浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員